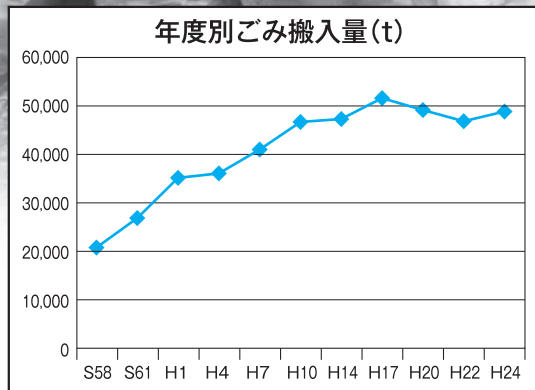


知っていますか? ごみの現状

警告

産業廃棄物は市では回収できません。
事業者が適正処理してください。
不法投棄は産業廃棄物処理法より
5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはこの併科に処される場合があります。



清掃工場に持ち込まれるごみの量 (S58 ~ H24)

市内のごみの量は増える傾向にあり、また、分別されていないごみや不法投棄も目立っています。ごみは適正に分別すれば資源として再利用できます。捨てる前にもう一度考え、少しでもごみの削減に努めましょう。

清掃工場は年中フル稼働!

清掃工場では、ほぼ1年中ごみの焼却を行っています。昨年度、清掃工場に持ち込まれた一般家庭や事業所のごみの量は、約4万7,400トンで、その処理にかかった金額は約3億9,000万円でした。これは、市民一人当たり年間約2,300円の税金が使われたこととなります。

混入した不燃ごみが焼却炉を止める!?

清掃工場へ搬入されるごみの中には、プラスチック類や金属類が混入しているものがあります。特に金属類の混入は、機器の損傷や焼却炉を傷める原因になります。最悪の場合、焼却炉を停止する事態にもつながりかねません。そうなる前、ごみの受け入れにも支障が生じ、ひいては家庭ごみの収集にも影響してきます。ごみは必ず分別して出しましょう。



産業廃棄物は搬入できません

ごみは、法律で一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。最近、清掃工場やリサイクルプラザには、産業廃棄物を一般廃棄物と偽って持ち込む事例が見受けられます。産業廃棄物の持ち込みは違法行為です。例えば、住宅リフォームに伴い出た紙くずや木くず、畳などは産業廃棄物になる場合があります。必ず、搬入する前に確認をお願いします。事業活動に伴って生じたごみは、事業所が自己の責任において適正に処理するように義務付けられています。

カセットボンベやライターは火災の元

使い切っていないカセットボンベやガスライター、スプレー缶(ヘアスプレー、トイレ消臭剤、制汗剤など)をそのまま出すと、リサイクルプラザの火災原因になります。必ずガスを切り、穴を開けて出してください。なお、穴を開ける際は十分気を付けてください。

◎問い合わせ

【燃やせるごみ】

清掃工場 ☎23-0277

【埋め立てごみ】

環境施設課 ☎23-3319

【燃やせないごみ】

リサイクルプラザ ☎36-3900

指定ごみ袋も資源です!

本市の指定ごみ袋は、販売収入より製造費の方が高いため、不足分は税金で補っています。毎年、体育館1棟分の指定ごみ袋が使用されています。ごみ袋もごみになります。大切に使いましょう。

消費税率引き上げに伴い指定ごみ袋の価格が変わります!

4月1日から指定ごみ袋は、1袋205円(消費税込み)になります。

◎問い合わせ

環境政策課 ☎23-2130

ごみ出しのルールを守ろう！

ルール①

必ず都城市指定ごみ袋を使用しましょう。

※旧4町の指定ごみ袋も使用可

ルール②

市の「家庭ごみの出し方・分け方」のパンフレットを参考に、きちんと分別を行いましょ



ルール違反ごみ（年間約2万件）については、随時、環境業務課で啓発や指導を実施しています。個人がごみ袋を開封して中身を調査しないようお願いいたします。

ルール③

ごみは、決められた日時・場所に出しましょう。収集後にされたごみは、その日のうちに回収はできません。残されたごみは、犬や猫・カラスなどによるごみの飛散や異臭の発生原因となります。

ルール④

ごみ置き場は、近隣住民や公民館の協力で決定します。ごみ置き場でない場所にごみを出すことは、不法投棄となり近隣住民の迷惑になります。ごみ置き場以外の場所には、絶対にごみを出さないようにしましょう。

※平成24年度の不法投棄などの件数は115件

ルール⑤

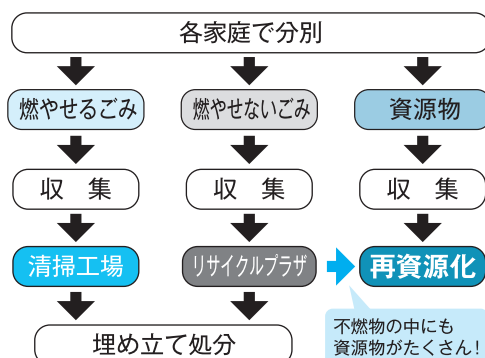
粗大ごみの処理は、個人で清掃工場・リサイクルプラザへ直接持ち込むか、市から許可を受けている許可業者へ依頼してください（有料）。運搬手段のない人やその他の事情により個人での処理が困難な人は、市による粗大ごみの収集サービス（有料）がありますので、環境業務課（☎24-5560）まで問い合わせください。

ルール⑥

家庭から出る大量の剪定ごみは、個人で清掃工場へ持ち込むか、許可業者に依頼してください。なお、ごみ置き場に出す場合は、少量ずつ数回に分けて出してください。



家庭から出たごみの行方



燃やせるごみ・燃やせないごみの中にもまだまだ資源物がいっぱい！

特定家電は適正なリサイクルを！！

「テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機」は特定家電として、法令に従い適正にリサイクルすることが義務付けられています。特定家電は、ごみ置き場やリサイクルプラザへの持ち込みはできません。また、不要品回収業者に引き渡された特定家電は、その後、不適正に処理されてしまうケースがほとんどです。特定家電の処理については、最寄りの家電販売店か、次の指定引取所に相談してください。

指定引取所

太信鉄源(株) ☎47-11631
共同運送(株) ☎38-11458

ごみ置き場はルールを守って利用しましょう！

ごみ置き場は、公民館をはじめとする地域の協力の下、常に清潔に保たれ、再分別の管理が行われています。一人一人が正しい分別と出し方を心掛けましょう。

問い合わせ

環境業務課 ☎24-5560



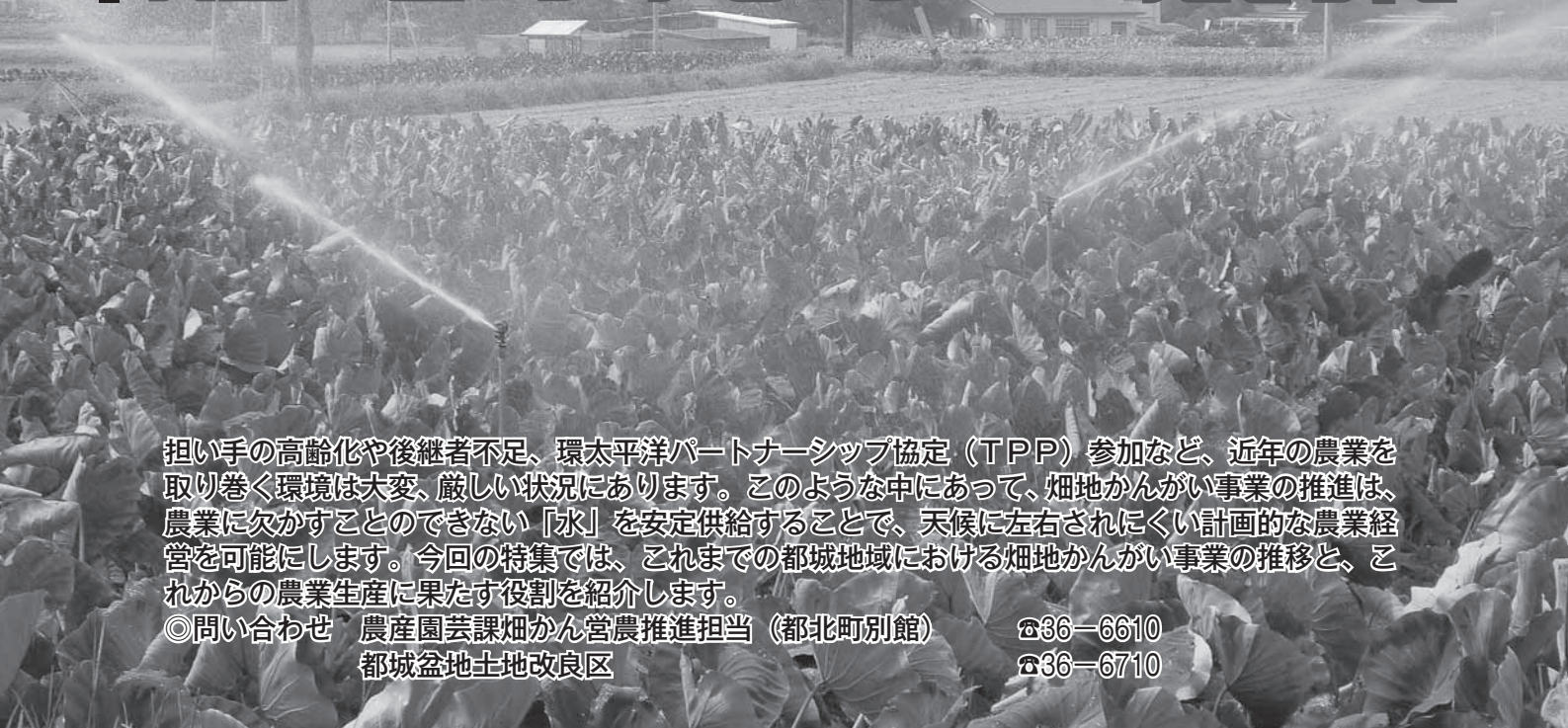
ルール違反のごみは黄色のシールを貼って啓発し指導します



事業活動で出たごみはごみ置場には出せません

強く安定した農業経営を実現する

畑地かんがい農業



担い手の高齢化や後継者不足、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）参加など、近年の農業を取り巻く環境は大変、厳しい状況にあります。このような中において、畑地かんがい事業の推進は、農業に欠かすことのできない「水」を安定供給することで、天候に左右されにくい計画的な農業経営を可能にします。今回の特集では、これまでの都城地域における畑地かんがい事業の推移と、これからの農業生産に果たす役割を紹介します。

◎問い合わせ 農産園芸課畑かん営農推進担当（都北町別館）
都城盆地土地改良区

☎36-6610
☎36-6710

畑地かんがい事業とは

昭和42年の大干ばつで、大きな打撃を受けた農業。この経験を元に「必要な時に」「必要な量」の水を安定して供給できるように、国と地方が一体となって取り組んでいるのが、畑地かんがい事業です。

都城盆地の畑地かんがい事業

都城盆地の畑地かんがい事業は、受益面積3,966ha、受益農家数8,870戸が対象となっています。木之川内ダム（山田町）をはじめ、幹線パイプライン、ファームポンド（農業用水の貯留施設）などの基幹施設を建設する事業（国営事業）は、昭和62年度からスタートし、平成22年度にその全てが完了しました。

現在では、それぞれの畑で水が使えるように、支線パイプラインと給水栓などの末端施設の工事を県が進めています（県営事業）。



畑地かんがい農業のメリット

- 畑地かんがい用水の利用により次のメリットが考えられます。
- 農業用水が安定確保されることから、収穫量が安定する
- 天候に左右されない計画的な農業が可能になる
- 栽培可能な作物の種類が増える
- 農地の利便性が高まることから、借り手などが見つかりやすい

県営事業の進捗状況

給水栓設置などの県営事業は、6地区（621ha）で完了。また、現在15地区（1,232ha）で工事が進められています。この結果、完了した地区も含めるとその進捗率は、47%となります。

県営事業の完了時期

完了予定	地区名
完了	森田原、安久、百原、宮ノ原第1、前方第2、高崎
H26年度	払川第1-1、払川第1-2
H27年度	大井手、横尾原、万ヶ塚、浜之段第1、高才第2、牧之原1期、前方第1
H28年度	縄瀬、長尾下1期
H29年度	長尾下2期
H30年度	前方第4-1期
H31年度	牧之原2-1期、宮ノ原第2

普及に向けた取り組み

畑地かんがい事業は、その源となるダムや畑に水を運ぶためのパイプライン、給水栓などの工事は、国や県が行いますが、その後の施設の維持管理は、都城盆地土地改良区が行います。市では、都城盆地土地改良区など関係する団体と、普及に向けてさまざまな事業に取り組んでいます。

●散水器具の展示と実演会

県営事業の実施地区内では、散水器具の実演や展示会を開催しています。畑地かんがい農業の取り組みを検討している農家の皆さんは、同実演会でさまざまな種類の散水器具や、その散水能力などを確認することができます。

●散水器具の無料貸し出し

県営事業が行われている地域であれば、散水器具一式（付帯設備を含む）を18・3割の個人負担で取り付けることができます（※県営事業実施地区の受益者のみ）。

なお、数に限りがありますが、農家の皆さんがその効果を確認するために、散水器具を一作の期間、無料で貸し出しています。設置や使用方法なども、現地で丁寧に説明します。

●畑地かんがい用水の有効利用

畑地かんがい用水は、平成25年1月から畜産用水（飲用水、畜舎の冷却、畜舎や機械の洗浄）にも利用できるようになりました。ただし、飲用とする場合、消毒器の取り付けが必要です。工事にかかる費用などは利用者の自己負担ですが、水道の3分の1程度の使用料であることから、畜産農家の負担軽減にもつながります。



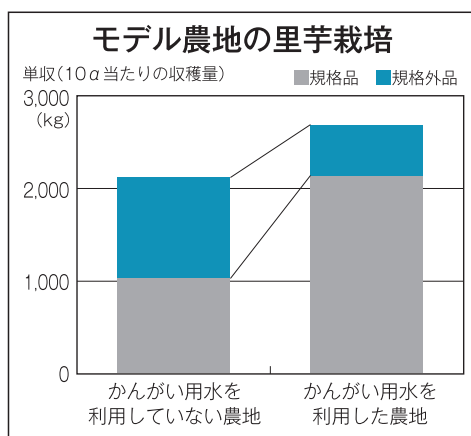
畑地かんがい事業のモデル農地

現在、都城地域では、847畝の畑で畑地かんがいを利用できます。しかし、そのうち利用の申し込みがあった畑の面積は、68畝（利用率8割）にとどまっています。このことから、事業の推進だけではなく、水利用面積の拡大のため、どのような作物を栽培することが畑地かんがい農業の普及につながるのか、今後、作物の選定が課題となっています。

市では、畑地かんがい農業の推進と早期定着を目的に、畑地かん

がいによる効果の実証試験を兼ねたモデル農地を選定しています。平成25年度は、本市の主要作付け品目である里芋の単収増加の試験を行い、全体の収量、規格品の収量ともに増加し、その効果を確認することができました。

この他にも、カンシヨやニンジンの単収増加技術の試験を検討していて、今後も畑地かんがい用水を活用した収益性の高い作物を検討していきます。



適切な施肥と土づくり

持続的な農業の実現には、畑地かんがい事業による安定的な水の確保に加え、適切な施肥管理による土づくりが大切です。そのために、定期的な土壌診断の実施と管理に努め、作物の特性や地域の土壌条件に合った施肥が必要です。

農家の皆さんの負担も必要です

畑地かんがいを利用するには、直接の管理者である都城盆地土地改良区に水使用料などを納める必要があります。このお金は、畑地かんがい施設の維持管理などに使われます。

私も役立っています！

廣畑 勝美さん(野々美谷町)



畑地かんがい農業には、平成4年から取り組んでいます。現在は、菊やピーマン、ブロッコリーなどを栽培しています。畑地かんがい用水を使うことで、収穫量は増えることはもちろん作物の選択肢も増えます。また、水の確保により計画的な農業が可能であることから、後継者に就農を勧める材料にも考えています。

木ノ川内ダムを見学できます

都城盆地の畑地かんがい事業を支える木之川内ダムや、関連施設の見学ができます。希望する人は、都城盆地土地改良区(☎36-6710)に申し込みください。



景観がかわります



景観法に基づく景観計画の策定と関連条例の改正に伴い、4月1日から、景観条例に基づく届け出の内容や規模、景観形成基準が変わります。

◎問い合わせ
都市計画課 ☎23-2762

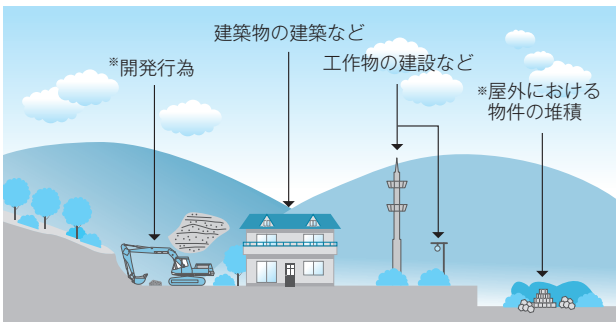
届け出の対象となる規模

景観への影響を考慮して、次に該当する規模の場合は、届け出が義務付けられます。

	自然・田園区域 (市街地区域以外の地域)	市街地区域 (旧都城市の用途地域)
建築物の建築など	高さ10m以上または延べ床面積500㎡以上	高さ12m以上または延べ床面積1,000㎡以上
工作物の建設など	高さ6m以上(建築物と一体となって設置する場合は高さ12m以上)	
開発行為	開発区域面積1,000㎡以上	
屋外における物件の堆積	堆積を行う区域の敷地面積500㎡以上かつ堆積高さが1.5mを超えるものかつ堆積期間が6カ月を超えるもの	

※物件とは、土石や資材、廃棄物、再生資源など

届出対象のイメージ



※「開発行為」と「屋外における物件の堆積」は新たに届出が必要となりました

届出の流れ

①届出

景観法の定めで、行為着手の30日前までに届出が必要

②適合通知の送付

届出内容が基準を満たしていれば、適合通知が送付される

③行為着手と完了通知の提出

適合通知の受領後に行為に着手し、完了後に完了届を提出
※建築確認申請やその他法律に伴う手続きは、別途必要です

景観形成基準を守りましょう

景観形成基準では、周辺の景観との調和、建築設備などの配置に関する配慮、敷地内の緑化などについて、次の通り定めています。特に、市街地区域以外の建築物

●景観形成基準

建築物	工作物	開発行為	屋外における物件の堆積	駐車場の設置
<ul style="list-style-type: none"> ◆高さや形態・意匠、素材、色彩は、周辺の自然環境やまち並みと調和するよう配慮する。また、自然・田園区域では、背景となる山並みの稜線を分断しない高さとする ◆市街地区域以外では、色彩はマンセル値で色相R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)は彩度6以下、その他の色相は4以下とする ◆公共の場から見える場所は緑化に努める。また、市街地区域では、透水性が保たれるよう舗装を最小限にとどめ、オープンスペースは、緑化に努める ◆室外機や高架水槽などの設備、配管、ダクトなどは、公共の場から見えない位置に設置する ◆駐車場や駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場から見える限り見えないように設置する ◆公共の場に接する場所の塀や柵などは、植栽、透過性の高いもの、自然素材のものなどを用いる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆柵、塀などは緑化し、構造物の目に見える部分を少なくする ◆その他の工作物については、建築物の基準に準拠する ◆大きな造成は避け、なるべく、地形を生かした造成とする ◆木々の伐採はなるべく抑え、所々に現在の緑を残す。造成後は、緑化を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◆堆積場所は、多くの人が見ることができるところから離すとともに、植樹や緑化された塀により見えにくいように遮蔽する ◆堆積については、整然と行い、また、高くならないよう堆積物を分散させる 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出入口を除く接道部分は植樹帯を設置し、敷地内は緑化を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ◆出入口を除く接道部分は植樹帯を設置し、敷地内は緑化を行う

※マンセル値とは

色の3つの属性である色相(色合い)、明度(色の明るさ)、彩度(色の鮮やかさ)を記号や数字で表示し、色彩を表したものの

については、色彩の制限を行いますので、注意してください。なお、詳しい内容や提出書類については、市のホームページで確認するか、都市計画課に問い合わせください。

一流選手の華麗なプレーを間近で!

今春も、サッカーJ1のFC東京をはじめ、J2の栃木SCやシオノギ製薬女子ソフトボール部、全国各地の大学スポーツ部が都城でキャンプ・合宿を行います。この機会に会場へ足を運び華麗なプレーを間近でご覧ください。

◎問い合わせ 商業観光課 ☎23-2615

FC東京

1935年創立の東京ガスフットボールクラブが前身。1999年にJリーグ（J2）に加盟し、2000年にJ1昇格。2011年は大熊清監督の下、天皇杯全日本サッカー選手権大会で初優勝を成し遂げる。都城キャンプは2007年から今年で7回目。

● キャンプ期間

2月12日(水)～19日(水)

● 練習会場

高城運動公園多目的広場

● サッカークリニック

2月15日(土) 10時～11時30分

● 練習試合

- ◆ 2月14日(金) 14時～
対 大学選抜
- ◆ 2月17日(月) 11時～
対 ロアソン熊本
- ◆ 2月17日(月) 13時～
対 ファジアーノ岡山



栃木SC

1953年に栃木教員サッカークラブとして発足。2008年にJリーグに加盟して2009年からJ2に参戦。今季はリーグ9位で終える。都城キャンプは2013年に続き3回目。

● キャンプ期間

2月1日(土)～8日(土)

● 練習会場

高城運動公園多目的広場

● 練習試合

- ◆ 2月7日(金) 13時～
対 カターレ富山
 - ◆ 2月3日(月) 14時30分～
対 ヴィッセル神戸
 - ◆ 2月8日(土) 13時～
対 愛媛FC
- 北薩広域公園(さつま町)
※日時については変更の場合あり

シオノギ製薬

女子ソフトボール部

1949年創部。日本リーグは1968年の発足時から加盟。1975年リーグ優勝、1997年セレクション優勝。今季はリーグ戦を11位で終える。

● キャンプ期間

2月21日(金)～28日(金)

● 練習会場

高城運動公園野球場



シオノギ製薬女子ソフトボール部

その他の主な合宿情報

期間	団体名	競技種目	会場
2月21日(金)～24日(月)	大阪産業大学	準硬式野球	高崎総合公園野球場
2月22日(土)～28日(金)	同志社大学	合気道	都城運動公園武道館
2月25日(火)～3月1日(土)	京都大学	準硬式野球	高城運動公園野球場
2月28日(金)～3月6日(木)	龍谷大学		
3月4日(火)～10日(月)	大阪観光大学	硬式野球	高崎総合公園野球場
3月10日(月)～16日(日)	関東学院大学	準硬式野球	
3月12日(水)～16日(日)	佛教大学	軟式野球	都城運動公園野球場

